

令和6年度第2回白井市市民参加推進会議

日 時：令和6年12月18日（水）
午前9時30分～正午
場 所：白井市役所東庁舎1階
会議室101

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和5年度市民参加の実施状況に対する総合的評価（資料1・2）

事業番号① 第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定

【高齢者福祉課】

(2) 総合的評価における担当課ヒアリング（資料3）

事業番号① 第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定

【高齢者福祉課】

(3) 市民参加条例の見直しについて（資料4）

3 その他

4 閉 会

事業番号①第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定

委員氏名	増子 直文		中澤 公彦		平均（小数点以下切り捨て）
	◎ 良好	22点	◎ 良好	25点	
総合評価 ①+②+③ 上限（30点）	◎ 良好		◎ 良好		◎ 良好 22点
総合コメント	高齢化社会ですべての市民に行き渡るサービスは高齢者の意見を汲み取ったアンケート結果を検討して、高齢者が豊かな老後を白井市に住んで実感できるように新たな課題として次年度の事業計画を策定願います。				
担当課ヒアリング 質問事項	各課の横の繋がりで情報は共有できているのか？				
評価項目	評価点	コメント	評価点	コメント	
①市民参加の方法	評価点	8	9	コメント	8
	区分	概ね適切	適切		概ね適切
②市民参加の手続き（基準）	評価点	6	9		8
	区分	要改善	良好		妥当
③市民参加の手続き（水準）	評価点	8	7		6
	区分	とても積極的	とても積極的		積極的
手法ごとの評価	評価点	コメント	評価点	コメント	
審議会の設置	基準	概ね良好	基準		基準
	7		10		8
	水準	より多くの市民が参加でき、意見を頂ける広報を検討する。	水準	積極性にかける	水準
パブリックコメント（意見公募）募集	基準	概ね良好	基準		基準
	6		10		8
	水準	より多くの市民が参加でき、意見を頂ける広報を検討する	水準	概要版無し 結果公表に不足あり	水準
アンケート調査の実施	基準	概ね良好	基準		基準
	6		8		8
	水準	概ね良好	水準	ホームページ公開無し	水準
	8		7		7

市民参加の方法(A)		竹内 彩乃	稲葉 知恵子	吉井 信行	大嶋 信太郎	折原 圭太	岡澤 和枝	増子 直文	中澤 公彦	平均(小数点以下切り捨て)									
①市民参加の方法		10	7	9	7	7	7	8	9	8									
市民参加の手続き(B)		竹内 彩乃	稲葉 知恵子	吉井 信行	大嶋 信太郎	折原 圭太	岡澤 和枝	増子 直文	中澤 公彦	平均(小数点以下切り捨て)									
市民参加手法	基準・水準 項目番号	基準	水準	基準	水準	基準	水準	基準	水準	基準	水準								
審議会	①	○	○	○	○	○	○	×	△	△	○	○	○	○	○	8	6		
	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	③	○	○	△	×	○	×	○	×	○	△	○	△	○	×				
	④	○	×	○	△	○	○	○	×	○	△	○	△	○	○				
	⑤	○	○	△	○	○	○	×	×	△	○	△	△	△	○				
	⑥	○	○	○	○	○	×	×	○	○	△	△	△	×	○				
	⑦	○	×	○	×	○	×	○	×	○	△	○	△	○	○				
	⑧	○	○	○	×	○	×	○	×	○	△	△	△	△	○				
	⑨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	△				
	⑩	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	△	○				
	評価点数	10	9	9	8	10	6	8	3	8	6	7	5	7	8			10	8
パブリックコメント	①	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	×	○	○	○	8	6
	②	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
	③	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○	×		
	④	○	○	○	×	○	○	○	○	△	○	△	×	○	○	○	○		
	⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	○	○	△	○	○		
	⑥	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○		
	⑦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		
	⑧	△	○	△	△	△	△	×	△	△	△	×	△	○	△	×			
	⑨	○	○	○	△	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×		
	⑩	△	×	△	○	△	○	○	△	○	△	○	△	○	△	○	○		
	⑪	△	○	×	○	△	○	○	△	○	△	×	△	○	△	×			
評価点数	10	9	9	5	10	7	10	8	8	6	6	3	6	8	10	6			
アンケート	①	○	○	△	×	△	×	○	×	△	△	△	○	○	○	×	×	8	7
	②	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○		
	④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	×	×	○	○		
	⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	×	×	○	○		
	⑥	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	×	×	○	○		
	⑦	○	○	△	△	○	○	○	×	○	○	○	△	×	×	○	○		
	⑧	○	○	△	×	×	×	×	×	△	△	△	×	○	○	×	×		
	⑨	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	×	○	○	○	×		
	⑩	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	×	△	△	△	○	○		
	⑪	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
評価点数	10	9	7	7	9	8	9	6	8	6	7	6	6	8	8	7			
②基準(小数点以下切り捨て)		10	8	9	9	8	9	6	8	6	6	6	6	8	9	8			
③水準(小数点以下切り捨て)		9	6	7	5	6	6	4	8	7	6	8	7	6	6				
合計(①+②+③)		29	21	25	21	21	17	22	25	22									

市民参加推進会議
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号① 第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定 (高齢者福祉課)

質問事項	回答
【審議会に関する質問】	
①公募市民を集めるための工夫があれば教えてください。 (竹内委員)	「市民参加に関するガイドライン」に沿って、できるだけ多くの周知方法を取り入れるとともに、当課で所管する団体を通じて、委員公募の周知をお願いしました。 また、募集要項を各センターなどに掲示し募集を行いました。また、来庁者の目に留まるよう、イラスト等をいれカラー刷りとし、また文字の大きさに注意を払い、より多くの方に意識を向けてもらうよう工夫を行いました。
②審議会の学識経験者については、氏名・専門分野などを公表してもよいのではないのでしょうか。(「介護保険運営協議会」として公表されている資料に委員の名簿がありませんでした。) (稲葉委員)	介護保険運営協議会は介護保険条例により設置される協議会で、その委員はそれぞれの専門分野の代表者を中心に選定しています。現状、委員の公表は行っていませんが、附属機関条例に位置付けられる委員会と同様の性質の協議会であるため、今後、専門分野や所属、氏名等を公表させていただきます。
③公募委員の構成に世代に偏りが生じないように配慮すると記載があり、51～65才で5名中3名の構成となっているが、3名の各年齢を教えてください。 (大嶋委員)	53歳、58歳、65歳になります。
④無作為抽出で偏りのない工夫をしたのか教えてください。 (大嶋委員)	今回、無作為抽出による公募委員補者名簿から2名の委員を選出しています。 選出については、白井市介護保険運営協議会委員の公募に関する基準の規定に基づき、「40歳以上」「福祉・健康・医療分野」を希望する者から、現在公募委員に就任されていない者を選出しました。 この基準から男性1人、女性5人が候補となりましたが、男性1名は連絡が取れなかったため、女性5名から、居住地域、年齢を考慮し選定しました。

<p>⑤審議会委員構成の判断経緯についてお聞きしたいと考えます。 (折原委員)</p>	<p>審議会委員の構成については、「白井市介護保険条例」に規定されており、学識経験者5名、介護サービス事業従事者5名、市民5名の15名以内をもって組織することとなっております。</p> <p>学識経験者については、関係機関から適任者を推薦いただいております、介護サービス事業従事者については各介護サービスごとに1名を選出していますが、選出に際しては過去に委員を受けていない事業者を優先に市から依頼を行っております。</p> <p>また、市民5名については、公募委員3名、登録制度から2名を選出しており、「白井市介護保険運営協議会委員の公募に関する基準」に照らし選出しています。</p> <p>公募委員については、7項目（市政への参画頻度、性別や居住地域のかたよりなど）の合計点により1次選考を行い、2次選考・3次選考では登録制度選出の方を含めた5名全員のバランスを考慮し選出したところです。</p>
<p>【パブリックコメントに関する質問】</p>	
<p>⑥計画が完成してからパブリックコメントを実施したものと思いますが、最後の審議会（令和5年12月19日）が終わった後にパブリックコメントの募集を行っていることがやや気になりました。市民の皆様から計画に影響するご意見が寄せられた場合、どのように対応する予定でしたか。 (稲葉委員)</p>	<p>最後の審議会では、パブリックコメント（案）となる「高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）」を審議いただき、その後、パブリックコメントがあった場合、再度召集を予定していましたが、意見がなかったことから書面で報告する形で終了しています。</p>
<p>⑦パブリックコメントの募集時の公表資料はどのような資料でしょうか。 (稲葉委員)</p>	<p>「高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）」、「概要版（案）」になります。</p>
<p>【アンケートに関する質問】</p>	
<p>⑧アンケートの催促状を送る前後の回答率を教えてください。 (竹内委員)</p>	<p>送付前 50%、送付後 65%です。</p>
<p>⑨アンケートの内容のドラフトは、どなたが作成されましたか。 (竹内委員)</p>	<p>国が作成し、統一的な設問（必須の設問、任意の設問）として各市町村へ示されました。市はそれを踏まえ、市独自の設問を数問加えてアンケートの設問としました。</p>

<p>⑩「介護人材実態調査」のアンケートは、「市民参加実施状況評価調書」13ページでは、発送77件、回収52件となっていますが、白井市ウェブサイトで公開されている「高齢者福祉に関するアンケート結果報告書（第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定に係るアンケート結果報告書）（案）」3ページでは、市内事業所33法人にアンケートを配布し、14法人から回収があったと記載されています。いずれが正確な数値でしょうか。また、電話による依頼をされたけれども回収率が約半数であったことにつきましてご所見をお聞かせください。※在宅介護実態調査も、アンケートの結果報告書では953件発送と記載されていて調書と一致しません。 (稲葉委員)</p>	<p>大変申し訳ございません。誤った数値を記載してしまいました。 正しい数値は、完成した報告書に記載したものとなり、73事業所へ送付し54事業所から回答を得て、74%の回答率となっています。 なお、白井市ウェブサイトで公開されている審議会資料として使用した結果報告書（案）においては法人数で記載していますが、完成版の結果報告書では、前回の結果報告書に事業所数で記載したため、比較しやすいように事業所数での記載としています。 また、74%の回答率についてですが、一定の正確な情報を得ることができたと捉えています。 在宅介護実態調査についても、評価調書へ誤った数値を記載してしまいました。完成した報告書に記載している953件が正しい数値となります。</p>
<p>⑪在宅介護実態調査の対象を要介護認定を受けている市民としているが、記入対象者の範囲は。 (大嶋委員、岡澤委員)</p>	<p>回答者（記入者）のうち、調査該当者の割合は35%となっており、一番多かったのは「主な介護者となっている家族・親族」で約55%となっています。</p>
<p>⑫在宅介護者実態調査の実施期間について「十分な検討期間を見込まず実施した」とした理由は。 (岡澤委員)</p>	<p>他の調査と同様の実施期間で実施した為、「十分な検討期間を見込んで実施した」と訂正させていただきます。</p>
<p>【その他の質問】</p>	
<p>⑬周知関連の取り組みについて何か特別な配慮などはしたか。 (吉井委員)</p>	<p>委員募集やパブリックコメント実施の周知について、より多くの市民の方に意識を向けていただくため、「市民参加に関するガイドライン」に沿って、できるだけ多くの周知方法を取り入れるとともに、課の関係団体を通じて広く呼び掛けるよう配慮しました。</p>
<p>⑭各課の横の繋がりで情報は共有できているのか。 (増子委員)</p>	<p>計画策定時のアンケート調査について、市の独自設問を追加する際に各課へ照会をかけ、設問を追加することで、各課の高齢者問題を把握し計画作成のための情報を共有しました。</p>

資料 4

(1) 市民参加推進会議からの提言及び令和6年度第1回会議意見に基づく対応方針案

No.	提言内容	対応方針
1	実施機関から執行機関へ対象範囲を拡大する（2条）	<p>条例を改正する</p> <p>対象範囲として、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を追加し、対象範囲を拡大する。</p> <p>⇒改正する。 上記方針のとおり対応 （無作為抽出についてはNo. 9のとおり）</p>
2	市民参加の対象とする事業を明確にする（6条）	<p>条例改正は行わない</p> <p>条例改正は行わないが、逐条解説、職員向けのガイドライン等に対象となる事業を明記するなど、市民にもわかりやすいよう周知、啓発に努める。</p> <p>⇒改正しない。 上記方針のとおり対応</p>
3	パブリックコメントの意見を集めるための工夫（14・15・16条）	<p>条例を改正する</p> <p>提出期間について、現状の2週間以上から30日以上とする。</p> <p>⇒改正する。 上記方針のとおり対応 +ガイドラインに意見書のフォーマットを追加するなど対応</p>

※対応方針上段が前回方針・下段が今回方針案

<p>4</p>	<p>①市民参加推進会議における権能の強化 ②市民参加推進会議における学識者の再任制限の撤廃（25条）</p>	<p>条例を改正する</p> <p>①推進会議の調査審議事項に「市民参加手続きの対象に関すること」を追加する。※趣旨としては、市による対象の選定が正しいかどうかを検証するもの。 ②学識者に限定せず、委員の再任について、現状の1回限りの回数制限を撤廃する。</p> <p>⇒①改正しない。 No.2(6条)と同様に、ガイドライン等を充実させることで対応 ⇒②改正する。 第7項に「ただし、識見を有する者を選任する場合等で他に適当な者がいない場合は、この限りではない。」を追加し、再任制限を撤廃する。</p>
<p>5</p>	<p>審議会における公募委員の拡大（11条）</p>	<p>条例改正は行わない</p> <p>条例改正は行わないが、職員向けのガイドライン等に明記するなど、市民にもわかりやすいよう周知、啓発に努める。 ⇒改正する。 公募委員の拡大については上記のとおり対応し、改正は行わないが、 第2項に無作為抽出に関する内容を追加する。 (内容についてはNo.10のとおり)</p>
<p>6</p>	<p>無作為抽出を活用した市民参加の機会拡充（4・24条）</p>	<p>条例改正は行わない</p> <p>平成26年度に無作為抽出公募委員登録制度を試行し、平成31年度からの運用を開始している。 本制度については、引き続き手続き等を職員向けガイドラインに掲載し、啓発に努める。 ⇒改正する。 別紙のとおり対応</p>

(2) その他の見直し案

No.	内容	対応方針
7	SNS等を活用した積極的な情報発信、意見集約 (R5答申等)	条例改正は行わない
		<p>条例改正は行わないが、逐条解説、職員向けガイドライン等に明記するなど、市民にもわかりやすいように周知、啓発に努める。</p> <p>⇒改正しない。 上記方針のとおり対応</p>
8	市民参加を行った際に出た意見の公表方法 (9条)	条例を改正する
		<p>審議会等の結果については、市HPへの掲載、情報公開コーナーへの設置は可能であるが、広報への掲載は、紙面等の関係からも現実的に不可能である。</p> <p>⇒改正する。 上記方針のとおり対応 LINE等のSNSを用いてタイムリーな情報提供をするよう、職員研修、ガイドライン等にて周知する。</p>

(3) 無作為抽出公募委員候補者登録制度に関連する対応方針案

No.	対応方針	内容
9	第2条第1項に第6号を追加	<p>「(6) 無作為抽出公募委員候補者登録制度 市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、審議会等の委員の候補者としてあらかじめ住民基本台帳から一定の条件の下、対象者を無作為に抽出し登録する制度をいう。」</p> <p>上記のような内容を追加</p>
10	第11条第2項中を加筆修正	<p>委員の選考については無作為抽出公募委員候補者登録制度により登録された市民及び公募による市民を含めるものとする。</p> <p>上記のような内容を追加</p>



無作為抽出公募委員登録制度

1

制度の目的

「無作為抽出公募委員登録制度」とは？

無作為で抽出した市民の中から、審議会等への公募委員への就任や意見交換会・ワークショップへの参加を希望する方を名簿化し、公募委員への就任や意見交換会等へ参加していただくことで、**多様な市民層の市政への参加を促す**ことが目的。
審議会等の公募委員選任の際は一般公募に加え、本制度を各課で併用している状況。

2

無作為抽出公募委員登録制度

- ◆平成26年度
政策会議で試行実施が決定
- ◆平成27年度
層化無作為抽出法により市民2,000名に
公募委員候補者名簿への登録について
文書を発送
- ◆平成28年度
無作為抽出公募委員登録制度の試行(3年間)

3

無作為抽出公募委員登録制度

- ◆平成31年度
無作為抽出公募委員登録制度の本格運用
開始
- ◆令和3年度
層化無作為抽出法により市民2,000名に
公募委員候補者名簿への登録について
文書を発送(当初、令和4年度に名簿の
更新を予定していたが、有効登録者の減
により前倒しで更新を行った)

4

無作為抽出公募委員登録制度

◆令和5年度

- ・層化無作為抽出法により市民2,000名に公募委員候補者名簿への登録について文書を発送(75名、申込率3.75%)
- ・前登録者にも更新の案内し48名が更新(計123名)。

5

市民2,000名へのはたらきかけ(一部抜粋)

公募委員等候補者名簿へ登録してみませんか！

公募委員等候補者名簿に登録するには…

別紙の「公募委員等候補者名簿への登録申込書」に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。

【申込期限】 令和6年3月18日(月)(当日消印有効)

公募委員等候補者名簿に登録いただいた方に

ご希望の分野の審議会等・意見交換会・ワークショップにおいて、担当部署から公募委員等を募集する際、名簿に登録された方の中から公募委員等への就任のご依頼をいたします。市の担当部署からご連絡の上、会議等の目的、内容、時間等、詳細についてご説明させていただきますので、ご協力いただける場合は公募委員等へご就任ください。

6

公募委員等候補者名簿への登録申込書

○この申込書以外に、下記QRコードまたはURLから申込みができます。

https://apply.e-tumo.jp/city-shiroi-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28381



1 参加を希望する分野

審議会や意見交換会・ワークショップに参加を希望する分野に○をつけてください。(複数選択可)

参加を希望する分野	主な会議の内容
行財政改革に関する分野	効率的・効果的な市政運営に関すること
市民活動及び市民参加・協働に関する分野	市民活動、市民参加、協働、コミュニティの活性化に関すること
防犯・防災に関する分野	防犯、交通安全、防災に関すること
情報に関する分野	市民と行政の情報の共有化等に関すること
産業・雇用に関する分野	農業、商工業などの産業振興や雇用に関すること
福祉・健康及び医療に関する分野	高齢者福祉・障がい者福祉、地域福祉、保健・健康づくり、医療に関すること
子育て及び教育に関する分野	子育てや子どもの教育・健全育成などに関すること
まちづくりに関する分野	総合計画など市の基本的計画等に関すること
都市・交通・景観に関する分野	都市計画、開発、土地利用、公園、交通環境に関すること
道路・河川・上下水道・住宅に関する分野	社会基盤の整備に関すること
環境・自然・廃棄物、リサイクルに関する分野	環境の保全や廃棄物の減量化などに関すること
文化、芸術、生涯学習及びスポーツに関する分野	文化、芸術、生涯学習、スポーツの振興に関すること
男女共同参画、人権に関する分野	男女共同参画施策、人権に関すること
国際交流、多文化共生に関する分野	国際交流、多文化共生に関すること

7

2 希望する参加の方法

参加を希望する方法に○をつけてください。(複数選択可)

参加を希望する方法	内容
審議会・委員会	審議会や委員会において、それぞれの審議内容等に応じ、審議・検討を行い、様々な視点から直接意見をを行う会議
意見交換会・ワークショップ	[意見交換会] 市民と市及び市民同士の自由な意見交換により、複数の市民の意見を収集することを目的とする集まり [ワークショップ] 市民と市及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まり

3 参加可能な時間帯

参加可能な時間帯に○をつけてください。(複数選択可)

参加可能な時間帯	時間帯の目安
平日日中	午前 10 時～午後 5 時頃の 2 時間程度
平日夜間	午後 6 時～午後 9 時頃の 2 時間程度
土曜日・日曜日日中	午前 10 時～午後 5 時頃の 2 時間程度
土曜日・日曜日夜間	午後 6 時～午後 9 時頃の 2 時間程度

4 保育の希望

会議等へ参加するために、一時的保育の利用について○をつけてください。

※一時的保育を利用できる方…生後 6 か月から 10 歳までのお子さんを養育している方

希望する	希望しない
------	-------

氏名、性別、年齢、住所、連絡先、【任意記入】得意なこと・専門経験・資格等

8

登録申込者

計**123**名(市民公募委員候補者として登録申込み)

◆性別

男性63名 女性60名

◆年齢別

18歳～29歳 19名

30歳～39歳 35名

40歳～49歳 31名

50歳～59歳 27名

60歳～ 11名

◆分野別(複数選択可)

行財政改革	50名
市民活動・参加・協働	43名
防犯・防災	54名
情報	40名
産業・雇用	39名
福祉・健康・医療	62名
子育て・教育	62名
まちづくり	69名
都市・交通・景観	60名
道路・河川・上下水・住宅	43名
環境・自然・廃棄物・リサイクル	54名
文化・生涯学習・スポーツ	62名
男女・人権	35名
国際交流	50名

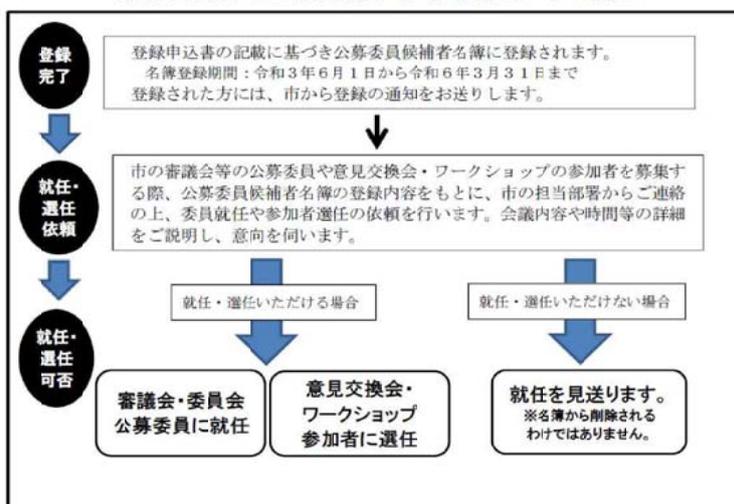
9

登録申込者への通知

公募委員等候補者名簿へ登録された皆様へ

ご希望の分野の審議会等・意見交換会・ワークショップにおいて、担当部署から公募委員等を募集する際、名簿に登録された方の中から公募委員等への就任のご依頼をいたします。市の担当部署からご連絡の上、会議等の目的、内容、時間等、詳細についてご説明させていただきますので、ご協力いただける場合は公募委員等へご就任ください。

名簿登録から公募委員・参加就任までの流れ



10

登録申込者への通知

質問:

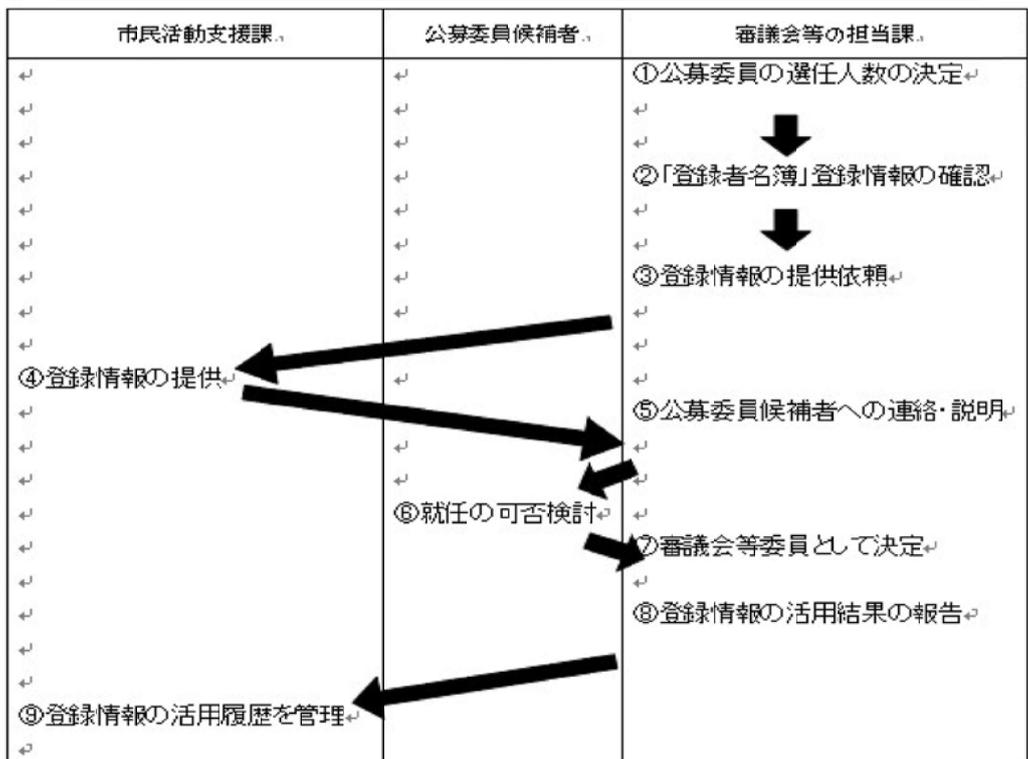
公募委員に就任依頼があった場合は必ず引き受けないといけないのですか？

公募委員への就任についてご連絡させていただく際、担当部署より会議内容や時間等の詳細をご説明します。説明をお聞きいただき公募委員就任の有無についてご判断ください。会議内容に関心がもてない、会議時間が都合に合わない等、ご意向により自由にお断りいただけます。なお、名簿に登録されている間は、改めて別に依頼させていただきますことあります。

登録者が公募委員就任の依頼を断るのは自由

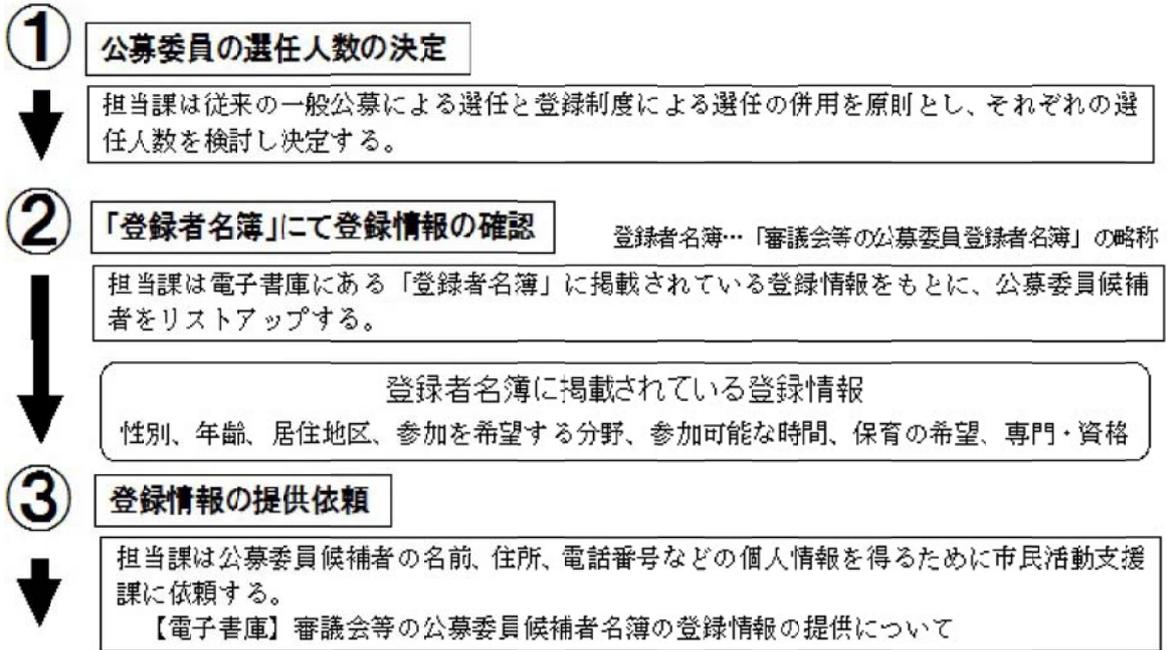
11

審議会等の公募委員候補者登録制度の運用の流れ<概要>



12

審議会等の公募委員候補者登録制度の運用の流れ<詳細>



無作為抽出による審議会等公募委員登録者名簿【令和6年4月1日～令和9年3月31日】

		年齢はR6.4.1時点																							
		参加を希望する分野													参加可能な時間										
登録番号	性別	年齢	居住地域	行財政改革	市民活動・参加・協働	防犯・防災	情報	産業・雇用	福祉・健康・医療	子育て・教育	まちづくり	都市・交通・景観	道路・河川・上下水・住宅	環境・自然・廃棄物・リサイクル	文化・生涯学習・スポーツ	男女・国際交流	審議会・委員会	意見交換・RS	平日中	平日夜間	土日中	土日夜間	保育希望		
例	男	23	根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	【専門】級 【資格】製検定1級
1	男	43	根	○	○	○	×	×	×	○	×	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	特になし
2	女	39	大山口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	薬剤師免許
3	男	52	大松	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	一級建築士、一級建築施工
4	女	42	富士	×	×	○	×	○	○	×	×	○	○	×	×	×	○	×	×	○	×	○	×	×	特になし
5	女	57	清水口	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×	○	○	×	×	特になし
6	女	46	南山	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	特になし

市民活動支援課長

●●課長 ●●●●

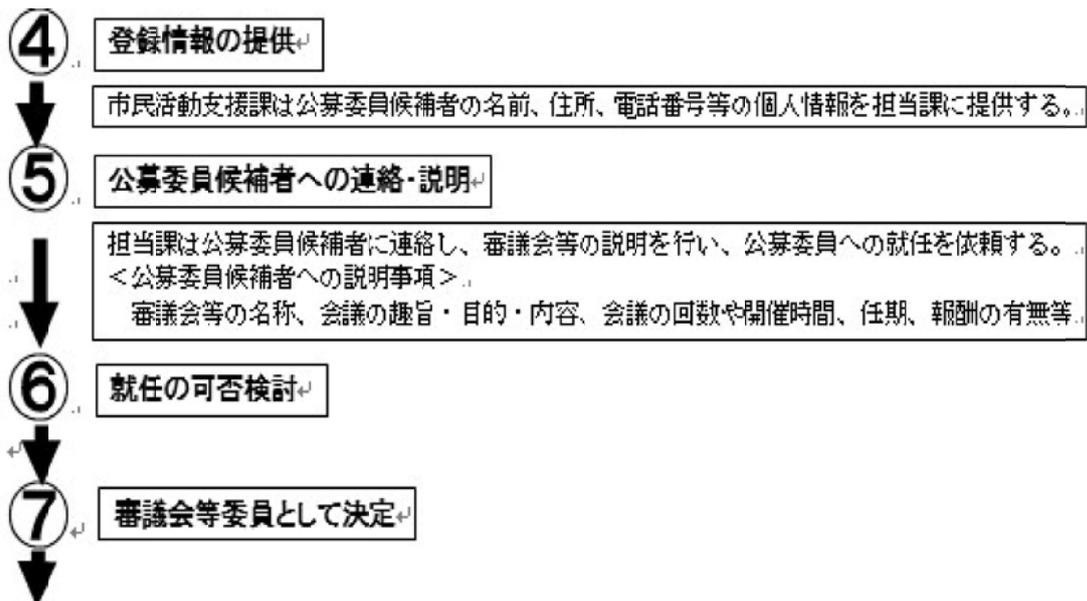
審議会等の公募委員候補者名簿の登録情報の提供について(依頼)

下記の審議会等において、公募委員の選出を行いますので、公募委員候補者名簿の登録情報の提供を依頼します。

担当部課等名	部 課 担当者： 内線：		
審議会等の名称			
審議会等の目的 公募委員等の役割			
選出公募委員等 人数	合計 人	選出人数の内訳	
		一般公募	名簿登録者
		人	人
情報提供を希望 する登録番号			

15

審議会等の公募委員候補者登録制度の運用の流れ<詳細>



16

審議会等の公募委員候補者登録制度の運用の流れ<詳細>

⑧ ↓

登録情報の活用結果の報告

担当課は情報提供を受けた全ての人について結果を市民活動支援課に報告する。
【電子書庫】「審議会等の公募委員候補者名簿の登録情報の活用結果について」

⑨ ↓

登録情報の活用履歴を管理

市民活動支援課は庁内での登録者名簿の登録情報の活用履歴を一元的に管理する。

17

審議会等の公募委員候補者名簿の登録情報の活用結果報告

1. 審議会・委員会
(2. 意見交換会・ワークショップ)

審議会等名： _____ 担当課等名： _____ 担当者名： _____ 内線： _____

審議会等の任期： _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 年間)

登録番号	登録者名	市から公募委員等 就任依頼の有無	市から公募委員等 就任の依頼結果	就任しなかった理由
		1. 有 2. 無	1. 就任 2. 就任せず	1. 会議内容やテーマが合わない 2. 会議日程に都合がつかない 3. その他 (_____)
		1. 有 2. 無	1. 就任 2. 就任せず	1. 会議内容やテーマが合わない 2. 会議日程に都合がつかない 3. その他 (_____)
		1. 有 2. 無	1. 就任 2. 就任せず	1. 会議内容やテーマが合わない 2. 会議日程に都合がつかない 3. その他 (_____)
		1. 有 2. 無	1. 就任 2. 就任せず	1. 会議内容やテーマが合わない 2. 会議日程に都合がつかない 3. その他 (_____)
		1. 有 2. 無	1. 就任 2. 就任せず	1. 会議内容やテーマが合わない 2. 会議日程に都合がつかない 3. その他 (_____)

情報提供を受けた全ての人について結果をご報告ください。

18

制度の活用実績(R3～R5)

審議会 登用実績

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
R3	0	2	5	3	4	0	14
R4	2	3	2	4	1	0	12
R5	0	1	2	1	1	2	7
計	2	6	9	8	6	2	33

19

制度の活用実績(R3～R5)

意見交換会・ワークショップ 登用実績

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
R3	2	4	3	5	0	0	14
R4	0	0	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	0	0	0	0
計	2	4	3	5	0	0	14

20

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市民参加の方法

第1節 通則（第6条—第9条）

第2節 審議会等（第10条—第13条）

第3節 パブリック・コメント（第14条—第16条）

第4節 アンケート調査（第17条）

第5節 意見交換会（第18条—第20条）

第6節 ワークショップ（第21条・第22条）

第7節 住民投票（第23条）

第8節 その他の方法（第24条）

第3章 推進体制（第25条）

第4章 雑則（第26条—第28条）

附則

地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っています。そのため地方自治体は、様々な施策を行いまちづくりを進めています。

白井市では、まちづくりを進めていく上で、福祉を享受する市民の意見を聴きながら、また、まちづくりを市民と市の共通課題として捉え、相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくことが必要と考えています。

白井市は、市民参加により市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民参加の基本的事項を定めるとともに、市政運営に市民の意見を反映するための手続を定めることにより、市民の行政への参加と開かれた市政を推進し、もって豊かな地域社会の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、及び在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体並びに第6条第1項に規定する行政活動に利害関係を有する者をいう。
- (2) 市民参加 市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (3) 連携・協働 市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することをいう。
- (4) 市民活動 市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的かつ継続的に広く社会一般の利益を提供する活動をいう。
- (5) 実施機関 市長、教育委員会及び水道事業をいう。

(基本原則)

第3条 市民参加は、市民と市との情報の共有化と市政への参加機会がすべての市民に平等に保障されることを基本原則に行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民との情報の共有化のため、行政活動に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

2 市は、市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めなければならない。

3 市は、全職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動することができるよう研修を行う等必要な方策を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、市民参加の持続的な発展に向け、創意工夫に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの責任と役割を自覚し、市民参加によるまちづくりの推進のため、積極的に参加するよう努めなければならない。

2 市民は、市全体の利益を考えることを基本として、参加するよう努めなければならない。

3 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、自主的かつ民主的な参加に努めなければならない。

第2章 市民参加の方法

第1節 通則

(市民参加の対象)

第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参加により行わなければならない。

(1) 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃

(3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃

(5) 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更

(6) その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき、金銭徴収に関する条例を制定し、若しくは改廃するとき又は政策的な判断を要しない条項について条例を改正するときは、市民参加を行わないことができる。

改正しない

No. 2 (市民参加の方法)

第7条 実施機関は、前条の行政活動（同条第2項の規定により、市民参加を行わない場合を除く。）を行うときは、それぞれの事案ごとに、次節から第8節までに定める市民参加の方法のうちから適切な方法により行う。

(意見の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により市民参加を行ったときは、提出された意見について、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）に定める非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項については、この限りでない。

(1) 提出された意見の内容

(2) 提出された意見に対する検討結果及びその理由

(意見の公表方法)

第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市の情報公開コーナーへの配置
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) その他効果的に周知できる方法

第2節 審議会等

(審議会等の設置)

第10条 実施機関は、条例、要綱等に基づく審議会、委員会等（以下「審議会等」という。）を設置することができる。

(審議会等の委員)

No. 5, 10

第11条 審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けるよう努めなければならない。

2 応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならない。

(会議の公開等)

第12条 審議会等の会議は、原則として公開しなければならない。ただし、円滑な運営が著しく損なわれると認められるものその他の非公開情報に該当する事項の審議を行う場合は、この限りでない。

2 実施機関は、前項のただし書の規定により会議の公開をしない場合は、その理由を公表しなければならない。

3 実施機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の開催日時及び議題その他必要な事項を事前に公表しなければならない。

4 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。

(会議録の作成及び公表)

第13条 実施機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、前条第4項の会議に係る資料と併せ、これを公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。

第3節 パブリック・コメント

(パブリック・コメントの募集)

第14条 実施機関は、パブリック・コメント（実施機関が行政活動の趣旨及び内容を公表した上で、これに対する市民からの意見をいう。以下同じ。）を求めることができる。

(公表事項)

第15条 実施機関は、パブリック・コメントを求めるときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象とする事案及びその趣旨
- (2) 対象とする事案の内容及び関連資料
- (3) パブリック・コメントの提出先、提出方法及び提出期間
- (4) パブリック・コメントを提出することができる者の範囲
- (5) その他必要な事項

(パブリック・コメントの提出方法等)

第16条 実施機関は、パブリック・コメントを募集するときは、郵便、ファクシミリ、電

子メールその他の方法によるものとする。

- 2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を2週間以上設けなければならない。
- 3 実施機関は、パブリック・コメントの提出を受けるときは、住所及び氏名の記載を求めることができる。

No. 3

第4節 アンケート調査

(アンケート調査の実施等)

第17条 実施機関は、アンケート調査（一定の質問形式で意見を問う調査をいう。以下同じ。）を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定によりアンケート調査を行うときは、事前にその目的を公表しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定によりアンケート調査を行ったときは、その結果を公表しなければならない。

第5節 意見交換会

(意見交換会の開催)

第18条 実施機関は、意見交換会（市民と実施機関及び市民同士の自由な意見の交換により、複数の市民の意見を収集することを目的とする集まりをいう。以下同じ。）を開催することができる。

(開催日等の事前公表)

第19条 実施機関は、意見交換会を開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 意見を述べることができる者の範囲
- (4) その他必要な事項

(開催記録の作成及び公表)

第20条 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。

第6節 ワークショップ

(ワークショップの開催)

第21条 実施機関は、ワークショップ（市民と実施機関及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まりをいう。以下同じ。）を開催することができる。

(開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表)

第22条 ワークショップの開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表については、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、第19条及び第20条中「意見交換会」とあるのは「ワークショップ」と読み替えるものとする。

第7節 住民投票

(住民投票の実施)

第23条 市長は、市に関する特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要があると認める場合は、住民投票を行うことができる。

- 2 住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、投票資格者、投票の方法及び投票結果の公表その他住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第8節 その他の方法

(その他の市民参加の方法の設定)

第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方法がある場合は、これによることができる。

第3章 推進体制

(市民参加推進会議)

第25条 市の市民参加に関する基本的事項を調査審議するため白井市市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 市民参加の実施状況に対する総合的評価

(2) 市民参加の方法の研究及び改善

(3) この条例の見直しに関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

3 推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

4 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者 2人以内

(2) 市内において市民活動を行う団体に属する者 3人以内

(3) 市民 5人以内

6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、1回に限り再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(広聴活動)

第26条 市長は、市政に係る市民の意見を把握するため、懇談会、市長への手紙その他の広聴に必要な措置を講じなければならない。

(市民活動への支援)

第27条 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めなければならない。
(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成16年11月1日から施行する。

(白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に第6条の規定により着手している行政活動であって、第2章に定める市民参加を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定を適用しない。